

大東市 公民連携に関する条例 ガイドライン ver1

大東市 公民連携推進室

R1.5.1 時点

大東市公民連携に関する条例 ガイドライン 目次

■ はじめに

- なぜ今、公民連携が必要なのか・・・P3
- 公民連携で何ができるか・・・P6

■ 基本的な考え方

- 大東市公民連携に関する条例のねらい・策定目的・・・P9
- 大東市の公民連携とは・・・P10

■ 検討から実施まで具体的方法

- 事業構築にあたっての留意点・・・P13
- 公民連携事業の検討、実施体制・・・P13
- 特定公民連携事業実施のフロー・・・P14

ステップ1

- 公民連携事業の優先検討・・・P16
 - 1ー① 基礎データの収集、分析、方向性・・・P20
 - 1ー② 民間との対話の手法・・・P22
 - ・ 公民連携アドバイザー
 - ・ 大東公民連携まちづくり事業株式会社へのヒアリング
 - ・ 民間へのヒアリング
 - ・ 民間提案制度
 - 1ー③ 最適な手法の検討、決定・・・P23

ステップ2

- 実施方針案の作成・・・P24
- 効果等の予測評価の実施・・・P28
- 特定公民連携事業審査会・・・P29
- 特定公民連携事業推進法人の選定方法・・・P33

ステップ3

- 特定公民連携事業・特定公民連携事業推進法人の選定方法案の決定・・・P35
- 議会の議決・・・P35

ステップ4

- 特定公民連携事業推進法人の募集・決定・・・P36
 - ・ 特定公民連携事業推進法人との契約等
- 事業実施・・・P37

■ 事業実施中のモニタリング、事後の評価検証

- モニタリング、評価検証、特定公民連携事業評価委員会・・・P38

■ 特定公民連携事業への市職員の参画・・・P40

詳細
検討中

■ よくある質問 Q&A . . . P41

■ 参考資料 . . . P43

○ 大東市公民連携に関する条例（条文）

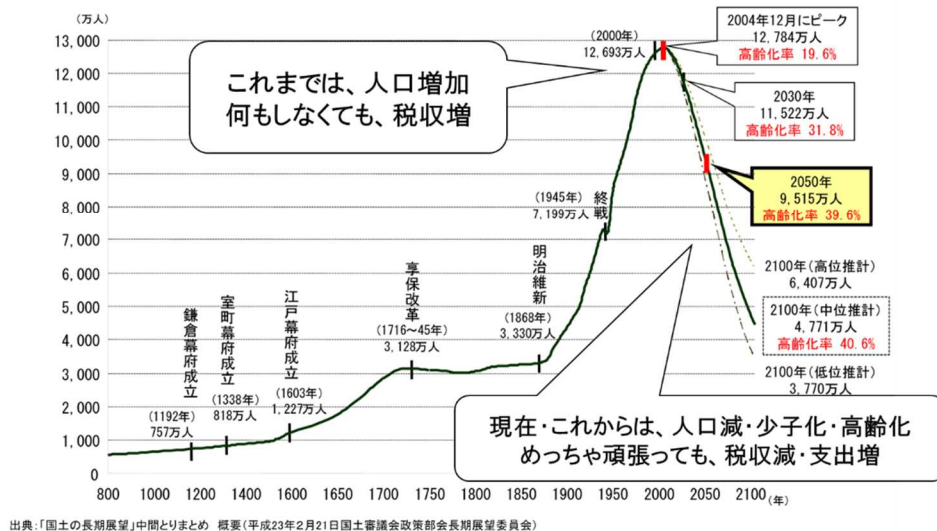
※本ガイドラインは、大東市がめざす公民連携および大東市公民連携に関する条例について、民間事業者と市職員の双方が理解していただくことを目的としており、今後も公民連携事業の構築、実施の状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら対応していきます。

■はじめに

なぜ今、公民連携が必要なのか

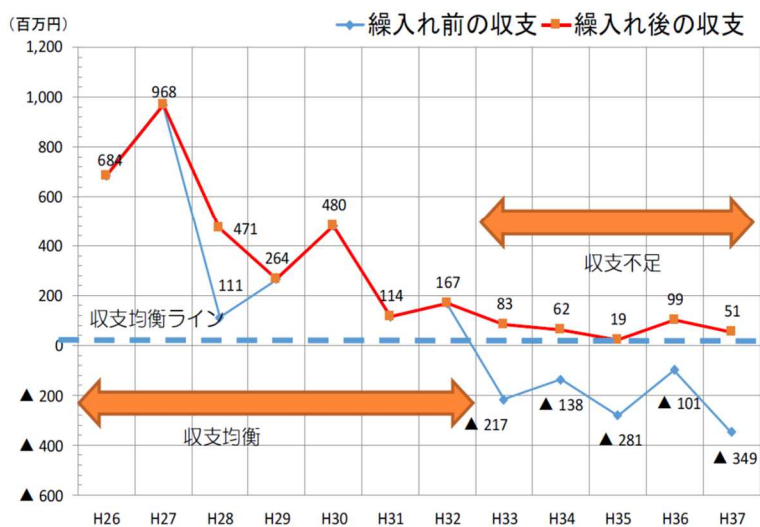
以下をご覧ください。

時代が変わった！！



急激な人口減少、高齢化により、これまでと異なる時代の局面を迎えています。将来的に収入が減少し、支出が増えていくため、非常に厳しい都市経営になることが見込まれます。そのため、自主財源（税収等）を増やし、固定経費（維持管理費等）を減らしていく視点が重要となります。

収支の状況(財政調整基金の繰入れ前・繰入れ後)



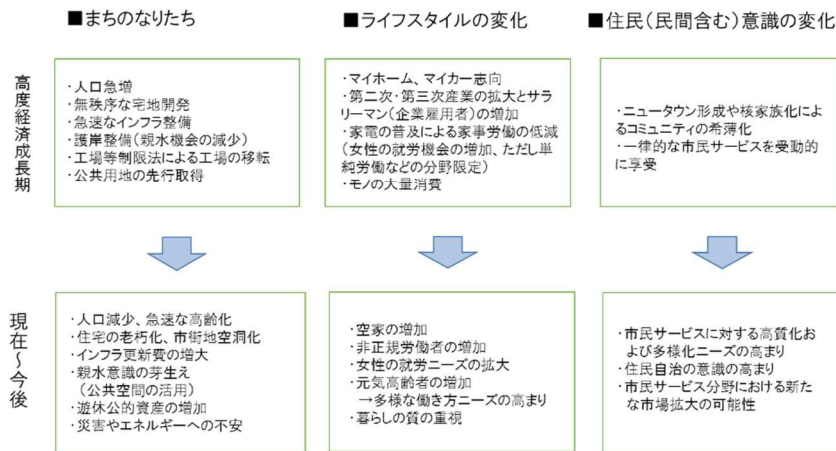
出典：中長期財政見通し
(平成29年7月版)

大東市の財政状況も非常に厳しい見通しとなっております。

◆時代の潮流

人の意識が変わった！！

市民のライフスタイルや意識は、「量」から「質」の重視へと変化しつつあります。



参考：大東市公民連携事業指針 8

市民のライフスタイルや意識も「量」から「質」へ大きく変化してきています。

都市経営という大きな課題に我々は直面している

- ☐ 自治体の財政危機(税収・地方交付税減少×支出増)
- ☐ 産業(特に地場産業の疲弊)
- ☐ 人口(特に生産年齢人口)の減少
- ☐ 医療・介護費・生活保護費の増大
- ☐ 中心市街地の業務・商業の衰退
- ☐ 郊外住宅地の空き家の増加
- ☐ 遊休ストックの増大(建物、公園、田畑、森林)
- ☐ 雇用の喪失
- ☐ コミュニティの崩壊
- ☐ 民間(市民・企業)自立心の欠如
- ☐ 社会変化への対応力(マネジメント)の欠落 etc...

市民の多様なニーズに応えるとともに、持続的な都市経営を実現するため、上記のような課題をまとめて解決する手法を検討していかなければなりません。

都市経営の基本は、民間が稼ぐこと！！

民間が自ら稼いで税金を納める、これが都市経営の正しいかたち

公民連携

厳しい都市経営を迫られる中、市民がより暮らしやすいまちをつくる、次世代、次々世代まで続くまちを創っていく、そのためには、新しい手法を取り入れていく必要があります。

市民に提供するサービスの質を高め、提供コストを劇的に減らす手法、これが大東市の進める公民連携です。

行政のみ、市民・民間のみが単独で公共サービスを提供するよりも両者が連携した方が市民全体の利益になるから公民連携を取り入れていくものです。

公民連携を進めるにあたっては、公民それぞれがその特性と役割を強く意識して取り組む必要があります。

行政はプライベートマインド（経営的精神）をもって、スピーディにフレキシブルに対応すること、

民間はパブリックマインド（公共的精神）をもって、まちづくり事業を行い、そこで得た収益を地域に再投資すること、

これらが公民連携を進める上で重要な要素となります。

公民連携で何ができるか

他の地域の先行事例をみてみましょう。

オガールプロジェクト

自治体：岩手県紫波町

【概要】紫波駅前の町有地（10.7ha）を、町の代理人である民間事業者が開発を行った。開発資金は、補助金に頼らず、金融機関から調達し、テナントを先付けしてから開発規模や建築費用を算出する、逆算の方式で実施。



オガールホームページ <http://ogal-shiwa.com/project/>

町有地を活かした公民連携事業です。

行政は公有地を民間に貸出し、民間は自らの資金やノウハウを活かし、自立的な事業を実施しています。

雇用・産業を創出することで地域内の経済を循環させ、魅力的なテナントを誘致することで交流人口を増加させ、エリア価値を向上させています。

そのことが、定住人口の増加、税収の増加等、好循環を生み出しています。

大東市の先行プロジェクトをみてみましょう。

住道エリアプロデュース



大東市が実施する公共空間（JR 住道駅前デッキ（道路））を活かした公民連携事業です。

行政は公共空間を民間（大東公民連携まちづくり事業㈱）に貸出し、民間は自らの資金やノウハウを活かし、ナイトマーケットなど、河川を活かした景観や地元のこだわりのある飲食店など、当エリアがもつ潜在的なコンテンツを際立たせた戦略的な事業を実施していきます。

平成 29 年 7 月～11 月まで、毎月末水曜日に開催した「大東ズンチャッチャ夜市」は、3,000 人超が来訪するなど、大きなにぎわいを生み出しています。当該事業は、公共空間の利活用、創（操）業支援、新産業創出、雇用創出、域外外貨獲得・域内経済循環、エリアブランディングなど、複数の地域経営の課題を解決することを目的に実施しています。

【大東ズンチャッチャ夜市 実績（H29.7～11、H30.3）】

- ・ 来場者数 約 3,000 人/回
- ・ Facebook フォロワー 646 人
- ・ 出店数 35（うち大東市の事業者 18）
約半数が5時間で5万円以上の売上

地域健康プロフェッショナルスクール

自治体：大東市（大東公民連携まちづくり事業㈱）

【概要】毎年増大する介護給付費と次期介護制度の改定を見据え、大東市は10年以上培いシステム化した「大東元気でまっせ体操」モデル。これをパッケージ化して、地域に応じた健康モデルにカスタマイズするスクールを開催。

年間 **2億円以上削減の効果**あり。
現在受講者募集中。



大東公民連携まちづくり事業㈱072-800-5360

大東市が実施するソフト事業（大東元気でまっせ体操を核とするコミュニティ形成）を活用した公民連携事業です。大東元気でまっせ体操を市民が自立的に行い、継続性の高いものにすることで参加する人たちがコミュニティを形成し元気になる、そして、介護給付費が減少する取組です。

このノウハウを大東公民連携まちづくり事業㈱がパッケージ化し、全国へ波及させる事業を行っています。

■基本的な考え方

大東市公民連携に関する条例のねらい・策定目的

○条例の必要性

・大東市の「公民連携」は、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において基本方針を定め、それに沿って、「大東市公民連携事業指針」、「大東市公民連携基本計画」を策定し、都市が抱える経営課題やめざすべき方向性、手法等を示すとともに、“自分でつくったまちに住む”を開発理念としてリードプロジェクトに着手してきました。

・「公民連携事業」を進めていく上で、まちへの愛着を持ち、「公民連携」に関する基本方針や手続き等に法的根拠を与え、その裾野を拡大していくため、「大東市公民連携に関する条例」を定めました。

・人口減少・少子高齢化、財政難が見込まれる中において、これまで以上に市民生活を豊かにするためには、この総合戦略で示した、新たな発想でまちづくりを行っていく必要があります。これが大東独自の「公民連携」です。

・ここでいう「公民連携」は、公と民の特性や強みに応じて役割を担うことで、「量的整備」を図ってきた従来の公共サービスを損なうことなく、「質的充足」を図り、市民全体の利益を最大化させていくものです。

○条例の目的

①「公民連携」および「公民連携事業」の定義の明確化

・「公民連携」および「公民連携事業」の定義を明確化し、市の全体方針として条例に位置付けることで、その浸透を図ります。併せて、長期的なまちづくりにおける「公民連携」および「公民連携事業」の推進も担保します。

・具体的には、市が未来のまちのビジョン、目的・理念・方針等を明文化し、市民・事業者・不動産オーナー・金融機関・議会等で認識を共有します。

②事業の検討・実施・評価検証等に係る手続きの整備

・「公民連携」および「公民連携事業」に係るプロセスを明確化し、条例に位置づけたことで、前例・既存手法にとらわれない新たな事業手法を検討・導入するとともに、様々な公的サービスへの民間事業者の参画を促し、サービスの質的充足を図ります。

・具体的には、事業構築のルール、事業者選定手続き、市と民間事業者の適切なリスク分担等、必要な事項を明文化するとともに、事業効果を評価する仕組みや積極的な情報公開の義務付け等、公共性・公平性・市場性の確保や VFM※の最大化を図ります。

③市のブランド化

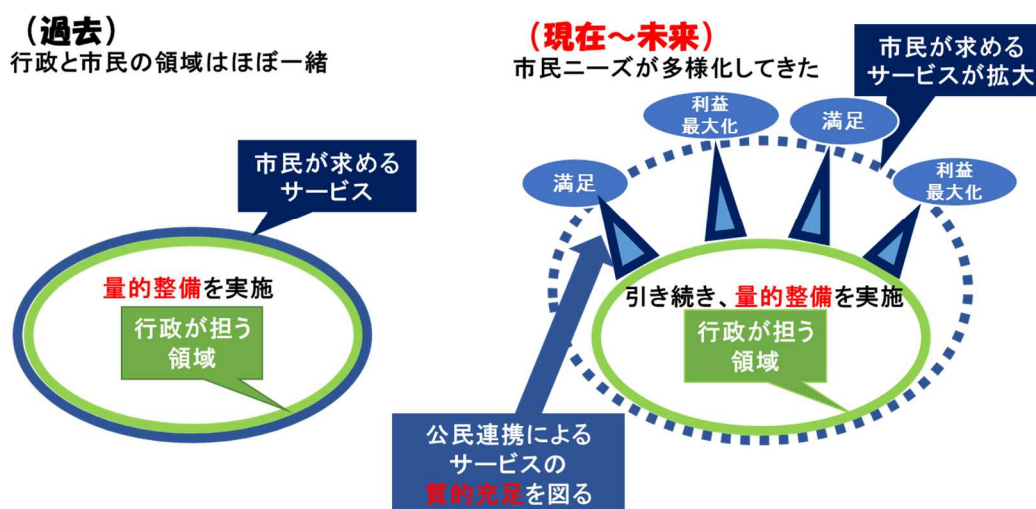
・全国初の条例を定めたことで、市のブランド力 UP、民間プレーヤーの発掘・招致につなげることで、公民連携をさらに推進していきます。

※VFM（バリュー・フォー・マネー）・・・PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。

大東市の「公民連携」とは

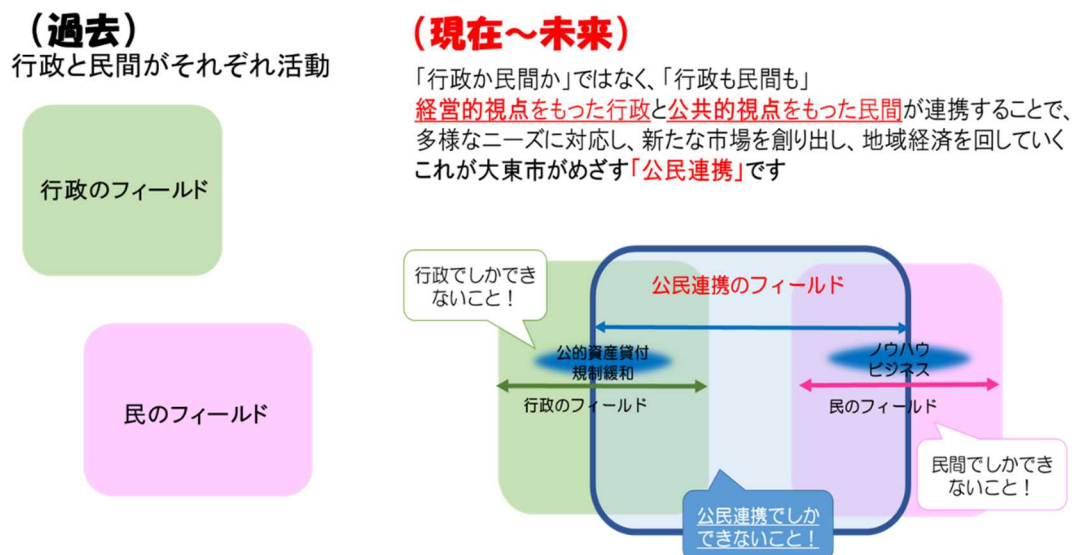
- ・「公民連携」の概念は、何らかの政策目的を持つ事業の社会的な費用対効果の計測、および、その費用対効果がもっとも高い官、民、市民の役割分担を検討することです。
- ・大東市は、市民の多様なニーズ（質の欲求）に応えるため、この「公民連携」の手法を用い、サービスの質的充足を図り、市民満足度を高めていきます。

公民連携により創出されるサービス（イメージ）



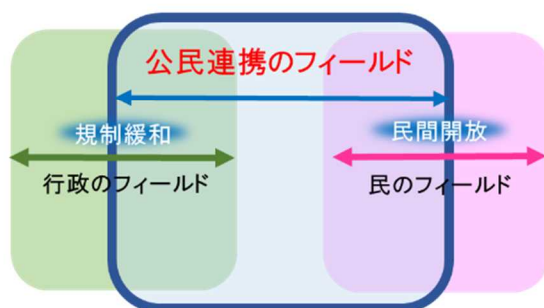
- ・「公民連携」により新しいフィールドを創り出します。

公民連携のフィールド（イメージ）

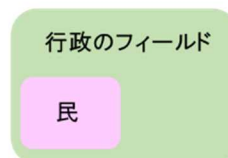


各制度のフィールド(イメージ)

◆公民連携事業

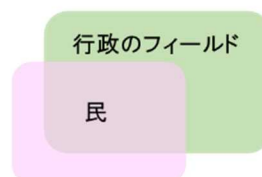


◆指定管理者制度



◆PFIのイメージ

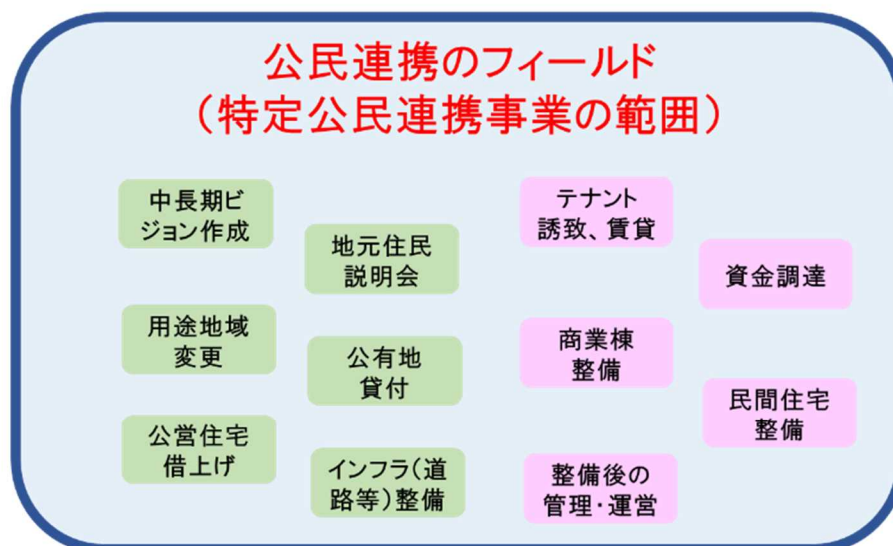
※



・「公民連携」の新しいフィールドの中には、市と民間、それぞれの役割と責任のもと、プロジェクトを進めていきます。

公民連携のフィールド(イメージ)

◆事例◆ 北条まちづくりプロジェクト



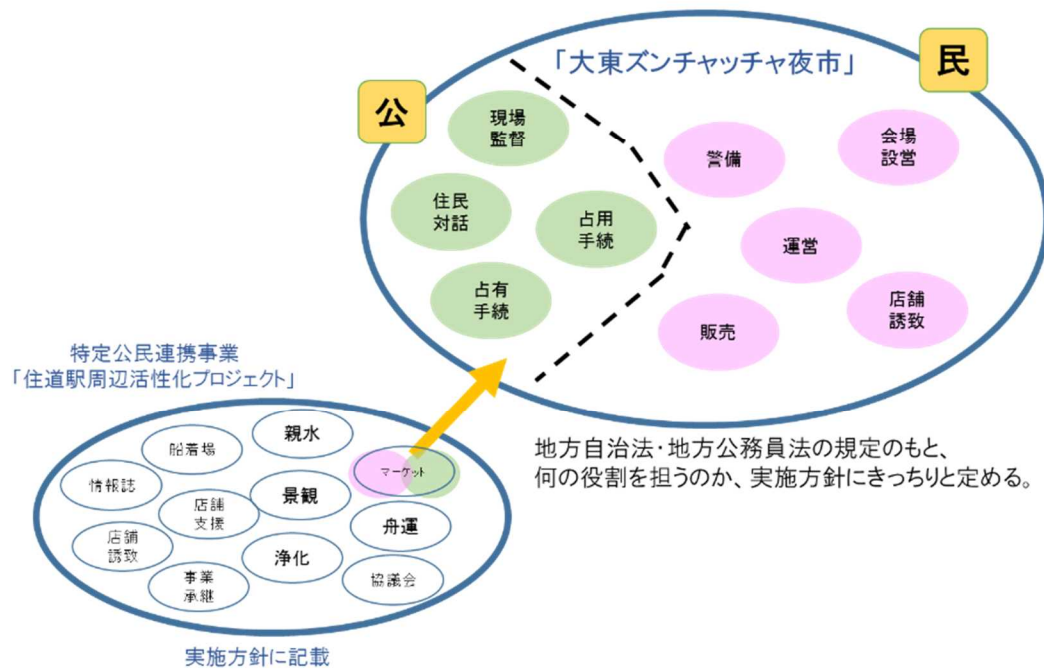
行政が担う役割・・・**経営的な視点**をもち、エリア価値を向上させるため、**民間の投資を促す環境を整備**

民間が担う役割・・・**公共的な視点**をもち、自ら資金調達を行い、**自由な発想と自らの責任・リスクのもと、事業を実施**

※PFIとは・・・Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間部門（プライベート）の持つ経営ノウハウや資金（ファイナンス）を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法です。

公民連携のフィールド(イメージ)

◆事例◆ 住道駅周辺活性化プロジェクト



事業構築にあたっての留意点

事業構築にあたっては、平成 30 年度予算編成方針でも示されているとおり、以下の点を念頭に事業構築を行う必要があります。

・「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める政策の視点、

- ①大阪市にはないもので大東が既に有しているものを磨く
- ②市民や民間を主役に据えること

・「大東市公民連携事業指針」に定める目的、

- ①市民サービスの水準向上
- ②地域経済の循環
- ③公的負担の抑制に資するものとする

・ゼロベースで検証し、事業の必要性、緊急性を明らかにし、スクラップアンドビルドの考え方に基づくこと

また、「大東市公民連携に関する条例」に第 3 条に基づき、**公民連携の可能性を検討し、できる限り公民連携事業として構築する必要があります。**

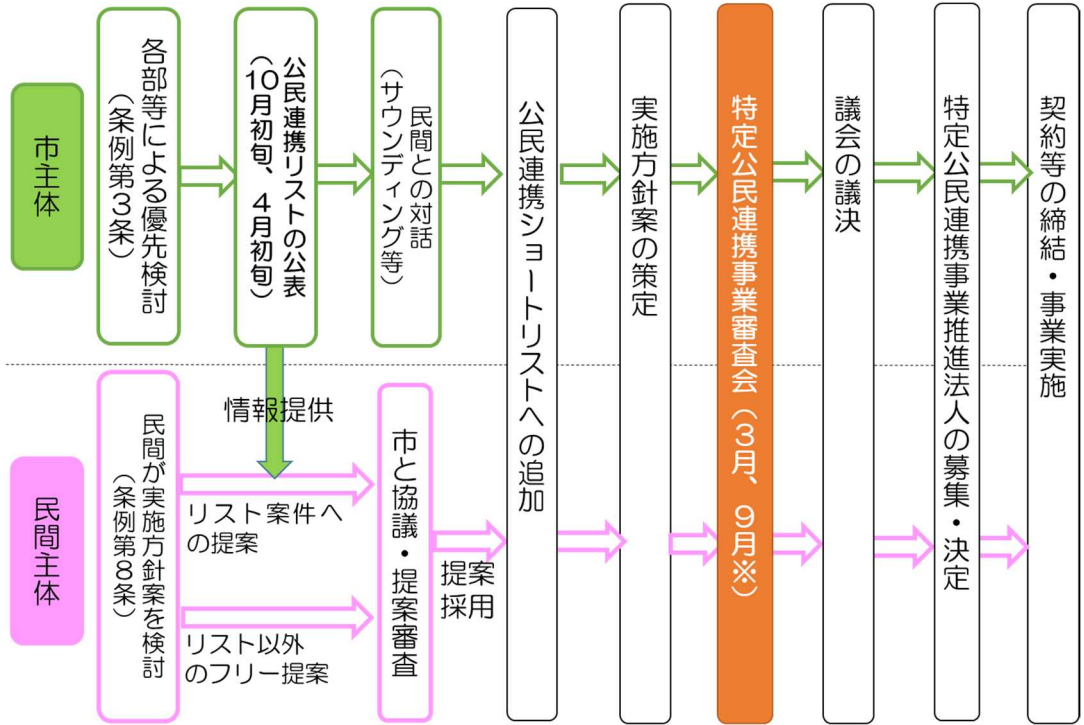
公民連携事業の検討、実施体制

・公民連携事業の優先検討、実施にあたっては、その事業の担当部署が主体となって進めますが、担当部署への支援を行う公民連携推進室や、外部有識者の視点から専門性・客観性を確保する特定公民連携事業審査会の設置などにより、適正かつ円滑に実施していきます。

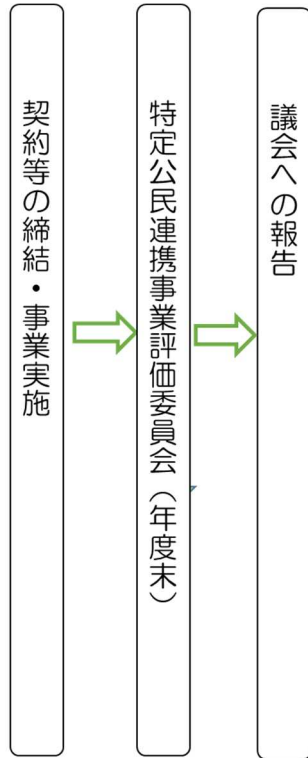
・公民連携事業は、複数の地域経営課題の解決にあたり幅広い分野に係ることから、担当部署は、公民連携推進室だけでなく、関係課と連携の上、事業化を検討、実施していく必要があります。

特定公民連携事業実施のフロー

・大東市における特定公民連携事業実施までの流れは、概ね次のとおりとなります。



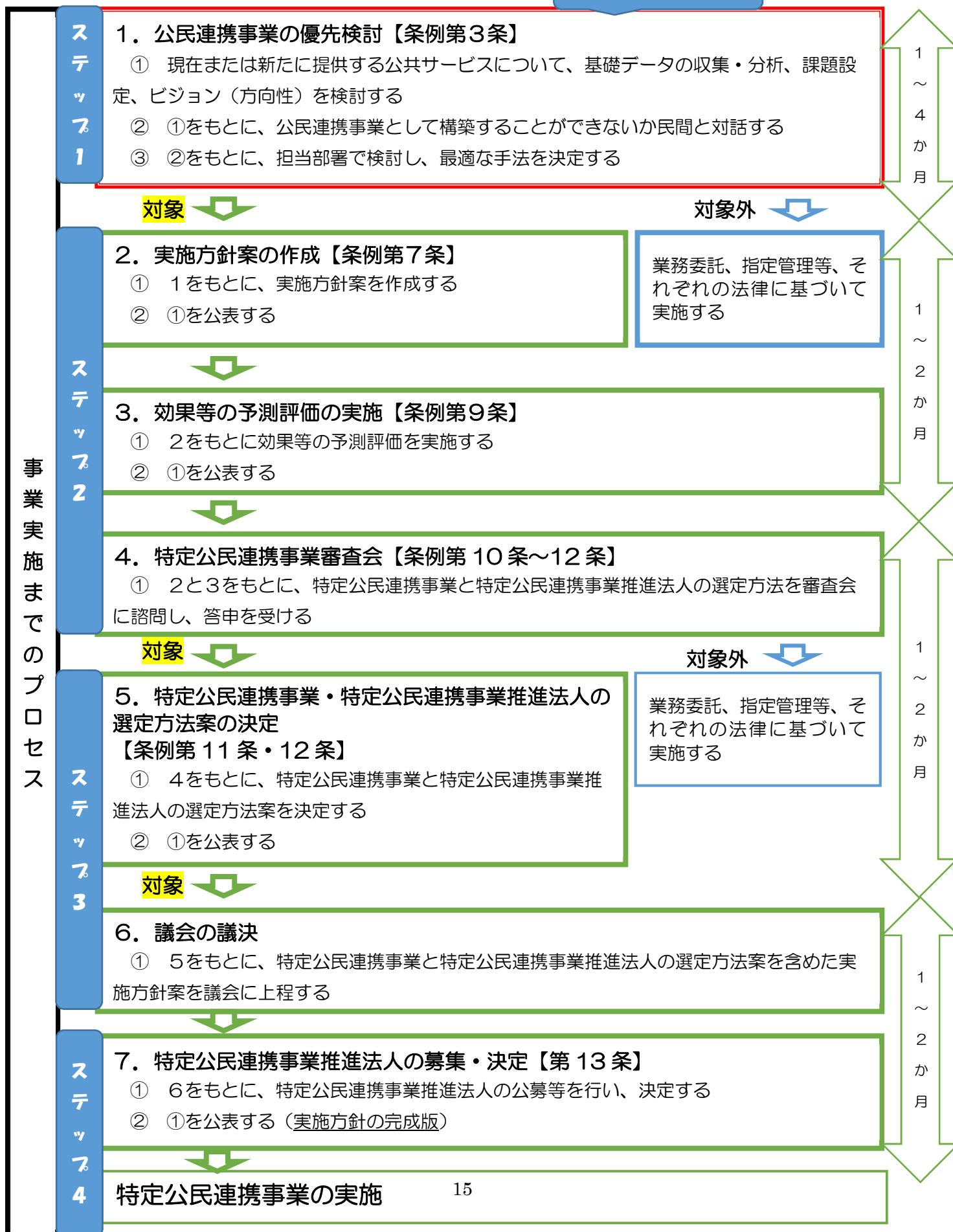
・また事業実施後の流れは次のとおりとなります。

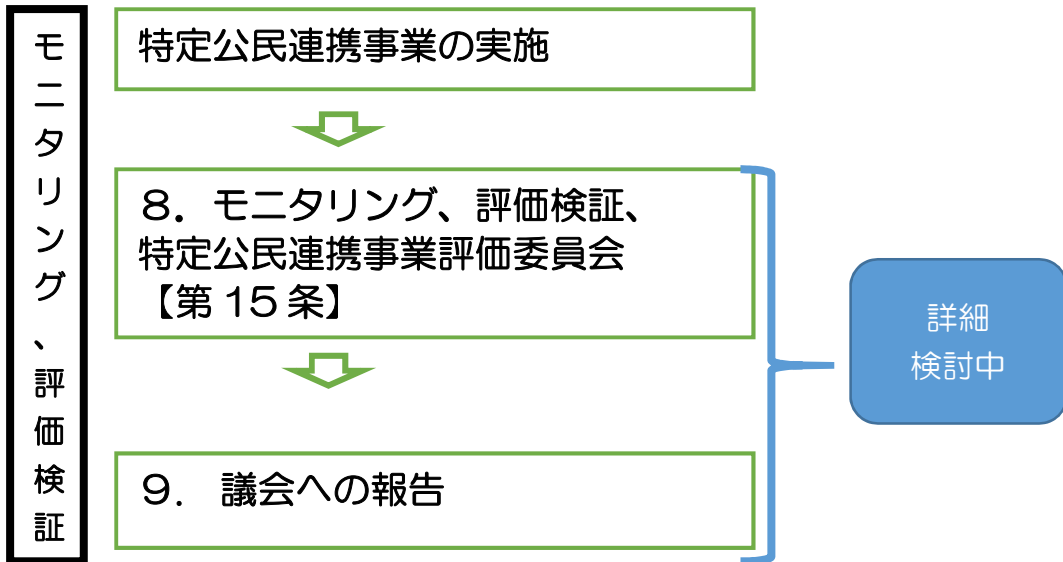


・大東市が主体となり事業を検討する場合の流れは、概ね次のとおりとなります。

手続の目安

ステップ1は必須！





ステップ1：公民連携事業の優先検討

○優先検討の対象

・市は、**全てのまちづくりに関する事業**（各部各課で実施または今後実施しようとしている事業を含む）について、公民連携事業として実施が可能かどうかを優先検討します。

・ここでのまちづくりに関する事業とは、公的不動産や公共空間の活用などハードだけに限らず、様々な分野（子育て、教育、福祉、介護、都市・住宅政策、産業、エネルギー等）におけるソフト施策をさします。

・具体的には、各課（各部）のミッション（分掌事務）について、公民連携の可能性を検討し、公民連携事業として構築することができないか検討することとします。

【例：各部のミッション（分掌事務）】

危機管理室：危機管理、災害対策 等

政策推進部：公有財産の活用、シティセールス、産業振興 等

総務部：財産の取得・管理、人材育成、市税の賦課、債権回収 等

市民生活部：防犯対策、自治振興、環境政策 等

福祉・子ども部：生活保護、障害者福祉、少子化対策 等

保健医療部：医療・介護、高齢者福祉 等

街づくり部：都市・住宅政策、道路・公園・河川 等

教育委員会：教育・生涯学習施策、芸術・文化、スポーツ、関連施設 等

上下水道局：水道・下水道事業 等

・各課（各部）のミッションで直面している都市経営課題は何か、公民連携事業として構築することで、解決できるものはあるかについて検討します。

・併せて、より効果的、効率的な検討を進めるため、エリアごとの都市経営課題の特徴も分析します。

・分析するエリアは、住道駅周辺エリア、野崎駅周辺エリア、四条畷駅周辺エリア、学術研究エリア、産業集積エリア、その他のエリアとします。

留意点

・検討にあたっては、各課の検討を基本としますが、各部でまとめて検討することで効果的・効率的な検討が可能です。また、民間の事業可能性も高まります。

・例えば、リードプロジェクトとして実施している住道エリアプロデュース（大東ズンチャッチャ夜市等）は駅前デッキ（道路）活用、景観形成、産業振興、プロモーション等を分野横断的に検討した公民連携事業です。

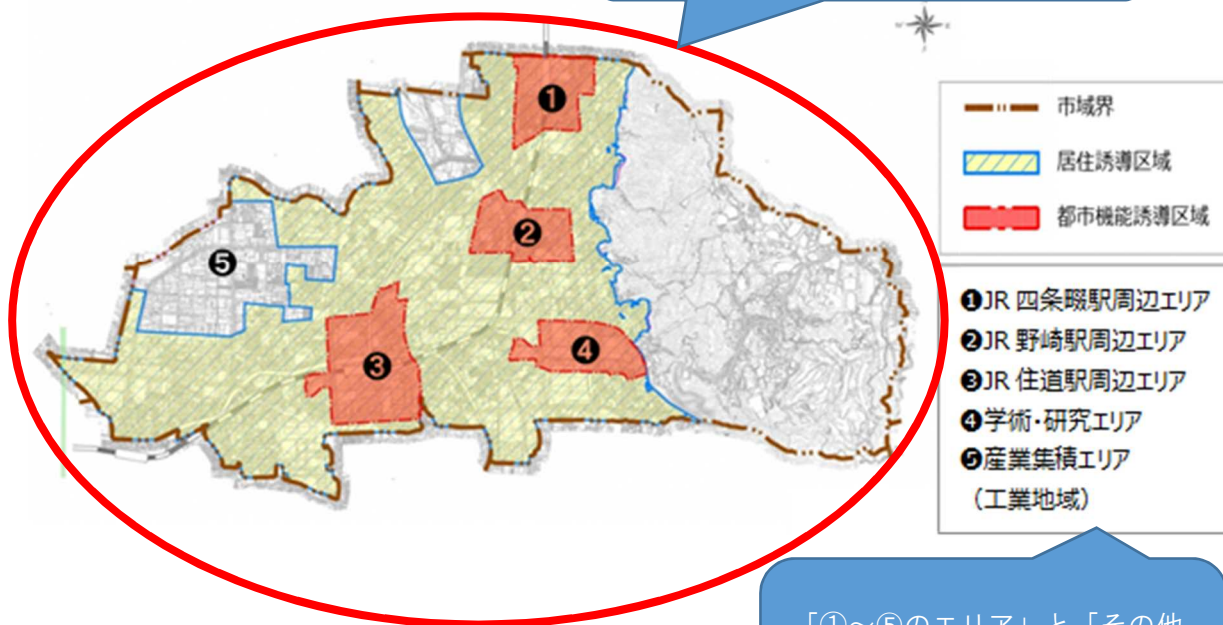
・また、利用者からお金をもらって提供しているサービスについては、一定の市場性があり、公民連携事業として構築できる可能性が高いと考えられます。

【検討対象例】

エリア	①公的不動産	②公共空間	③ソフト施策
JR 住道駅 周辺エリア	・生涯学習センター ・文化情報センター ・ワークサポート大東 ・住道北小学校 ・住道南小学校 ・住道中学校 ・市役所 ・市民会館 ・総合福祉センター ・総合文化センター（中央図書館、文化ホール、公民館） ・駐車場・駐輪場 等	・駅前デッキ ・末広公園 等	全般
JR 野崎駅 周辺エリア	・深野園住宅 ・野崎松野園住宅 ・深野野崎園住宅 ・深野児童センター跡地 ・深野小学校 ・野崎保育所 ・四条子育て支援センター ・野崎老人憩の家 ・野崎人権文化センター ・野崎青少年教育センター ・歴史とスポーツふれあいセンター（東部図書館、歴史民俗資料館、四条体育館、四条グラウンド、ふれあいルーム）等	・	
JR 四条畷駅 周辺エリア	・飯盛園第1住宅 ・まなび北新 ・北条保育所 等	・	
学術・研究 エリア	・市民体育館 ・四条中学校 等	・中垣内浜公園 等	
産業集積 エリア	・来ぶらり南郷 等	・新田中央公園 ・南郷公園 等	

【検討イメージ】

市内全域の全てのまちづくりに関する
事業について優先検討します。



「①～⑤のエリア」と「その他
のエリア」ごとの都市経営課題
を分析します。

○優先検討の手順

優先検討の流れは概ね以下のとおりとなります。

1－① 基礎データの収集、分析、方向性

- ・ 優先検討カルテの作成



1－② 民間との対話

- ・ 1－①を基に民間と対話し、事業案を検討
- ・ 民間との対話は、民間へのサウンディング調査やヒアリングや民間提案制度（H30.10 より運用予定）などを活用



1－③ 最適な手法の検討、決定

- ・ 1－①・②を踏まえ、各課（各部）で方向性を決定した上で、最適な手法を決定

公民連携事業の可能性有



2 実施方針案の作成へ

公民連携事業の可能性無



その他の手法で実施

1-① 基礎データの収集、分析、方向性

○ 優先検討に必要な基礎データの収集等、現状把握と課題の抽出し、方向性案を作成します。

- ・別紙「**公民連携事業の優先検討カルテ.xls**」を作成します。
- ・対象となる公的不動産、公共空間、ソフト施策の基礎的なデータを収集します。
- ・都市経営課題の分析後、所管している資産（公的不動産、公共空間、ソフト施策）から、公民連携の可能性のあるものをピックアップして、どういった公民連携事業を行ってきたいか、方向性を検討します。また、具体的な活用イメージがあれば記入します。
- ・活用にあたって、資産の基礎情報（例：公共施設白書の施設カルテ、現況図、面積、都市計画による制限、建築等に関する制限、ソフト施策の概要 等）や、民間との連携のハードルとなるもの（例：法令等）を整理します。また、これまで民間から提案があったが、実現には至らなかった事例があれば、その内容も記入します。
- ・次に、先行事例があればお示しください。公民連携推進室からも情報提供（別紙参照）を行っていきます。
- ・方向性案の検討にあたっては、**何のために**（地域経営課題を解決するため）、**何を使って**（地域資源を使って）、**何をするのか**（これまでのやり方を変え公民連携事業として実施）を意識することが重要です。
- ・公民連携事業の基準については、特定公民連携事業審査会の審査基準（P30）を参考にしてください。

【検討例（イメージ）】

所管する公共施設の設備老朽化に伴い、当該施設周辺エリアを含めた公民連携事業を検討する

○地域経営課題

- ・設備老朽化、不採算事業、稼働率の低下
- ・市内公共施設の偏在
- ・エリアポテンシャルの未活用
- ・施設周辺は高齢化、単身世帯の増加
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・空き家の増加
- ・産業・雇用創出
- ・保育需要の増加
- ・近隣企業の職住近接ニーズ公共施設

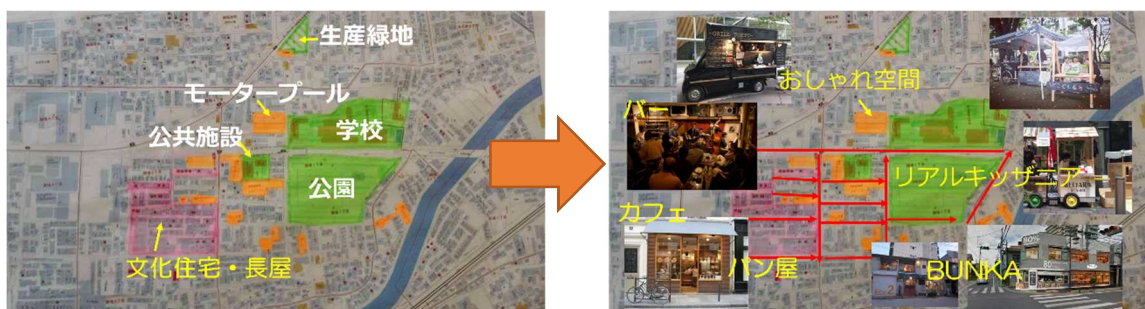
○活用する地域資源

- ・小学校、幼稚園、保育所、老人センター、児童センター（閉館）、都市公園、生産緑地、空き家（文化住宅、長屋）、モータープール（月極駐車場）

○公民連携手法

・当該公共施設を民間事業者によりリノベーションし、行政はこれまでの公共サービスを担い、余剰空間を活用し、民間が特化したサービスを自立的に提供することで、公民連携による新たなフィールドを創出する。これを契機に、当該エリアへの民間投資を喚起することで、周辺の行政と民間の遊休不動産の活用を促し、周辺エリアの活性化につなげていく。

【事業イメージ】



※上記は、平成 29 年度公民連携研修の研修生が検討したもので、実際の事業ではありません。

1-② 民間との対話の手法

・1-①で優先検討した事業について、民間に対して、公共性を確保しつつ、市場性があるかどうかの確認を行います。

・具体的には、民間へのサウンディング調査や民間提案制度（H30.10.1 運用開始）などを活用し、民間の意見を聞き、ア〜オを満たす公民連携事業として構築できるかどうか検討します。

・なお、民間との対話にあたっては、特定の民間事業者のみに詳細な情報が流出することのないよう公平性、透明性の確保に十分な配慮が必要です。

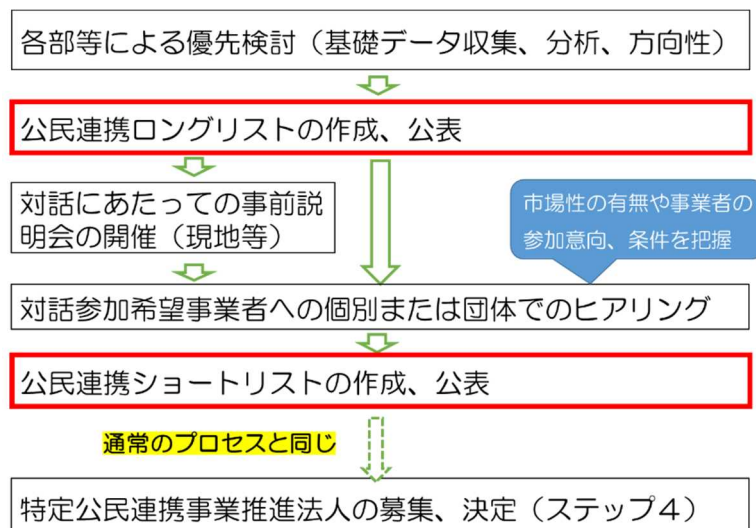
・対話の際は、双方のメリットを共有する必要があります。民間のメリットは、ビジネスチャンスの拡大、社会貢献を通じた企業価値の向上等、市のメリットは、複数の都市経営課題の解決、公的負担の軽減、地域経済の循環、地域価値の向上、市民サービスの充実等があげられます。

○民間へのサウンディング調査

・対象となる公的資産等（公共施設、公共空間、サービス等）について、優先検討した内容を公民連携推進室のHP等を通じて公開し、関心の民間事業者を公募し、現地説明会やヒアリングを実施するなど、対話を通じて市場性の有無や事業者の参加意向を把握し、事業化の可能性を検討します。

・掲載を希望される場合は、公民連携推進室が窓口となりますので、優先検討の資料等を事前に提出してください。

【民間へのサウンディング調査を通じた事業者募集までのフロー（イメージ）】



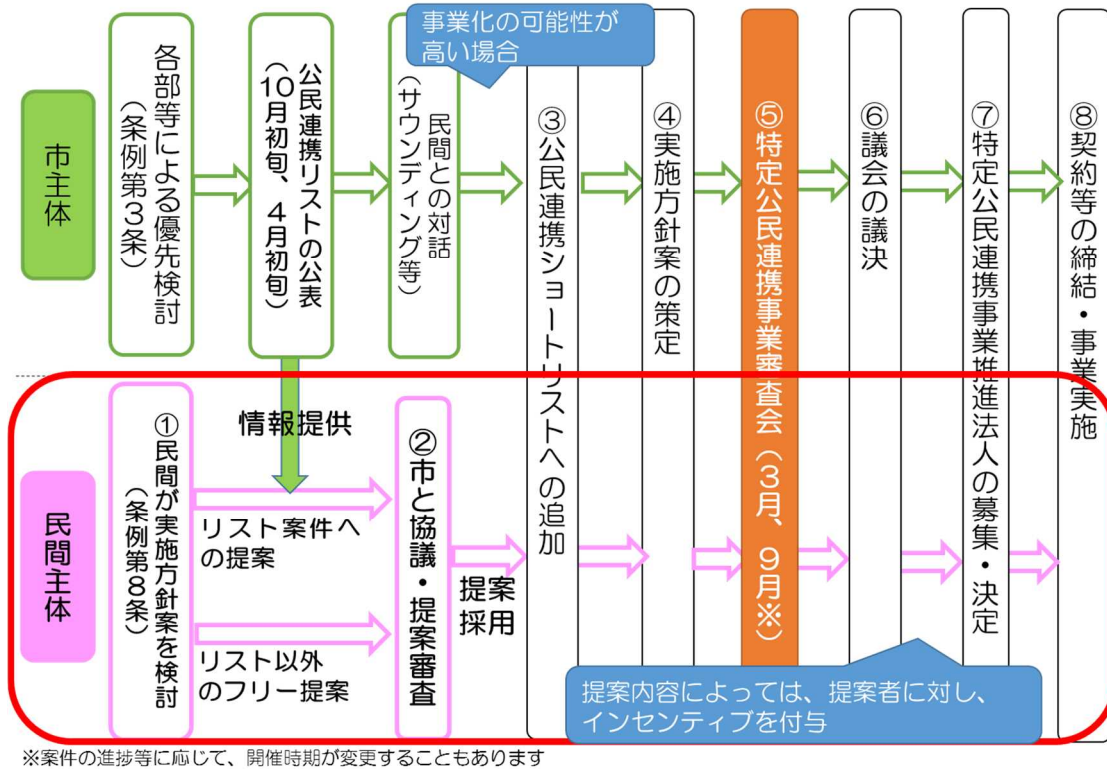
○民間提案制度（H30.10～運用開始予定）

・民間提案制度を活用した民間からの提案を基に、公民連携事業の構築を図ります。

・民間提案制度を活用した民間事業者のうち、提案自体に知的財産的なノウハウなどが認め

られる場合等については、特定公民連携事業推進法人の選定の際に一定のインセンティブを与えることとしております。詳しくは「大東市民間提案制度ガイドライン」をご参照ください。

【民間提案による事業実施までのフロー（イメージ）】



1-③ 最適な手法の検討、決定

・以上を踏まえ、担当部署で、条例に定義する公民連携事業として構築できないかを優先的に検討し、可能性のあるものについては、実施方針案の作成に進みます。

・公民連携事業として構築が困難な場合であったとしても、検討内容を踏まえ、従来の手法に囚われず、事業の目的や性質に応じて、適切な手法を選択し、また組み合わせることにより、事業を実施する必要があります。

ステップ2：実施方針案の作成

- ・基礎データや分析、民間との対話を踏まえ実施方針を作成します。

○実施方針の作成の目的

・実施方針は、公民連携事業を実施しようとするとき、その基本的な考え方や内容について明らかにすることを目的としており、民間事業者が当該公民連携事業に参加するかどうかの判断材料となります。事業に関する情報が広く周知されるよう、なるべく早い段階での作成・公表が重要です。

○実施方針に盛り込むべき事項

・実施方針において定めるべき内容は、条例第7条第2項に示されており、これに沿って作成します。

・具体的には、以下のような項目を示すことが必要となります。なお、案の段階においては、その段階で想定できる内容等について示すこととなります。

【実施方針に記載する事項（例）】

項目（例）	記載内容（例）
1 特定公民連携事業の選定に関する事項 ・事業の基本的な内容に関して簡潔に記載する。 ・優先検討した内容を踏まえ、「何のために何をやるのか」を明確にする。	<u>○事業内容に関する事項</u> ・事業名称 ・対象エリア ・対象サービスおよび基本情報 ・事業の背景、目的 ・事業に必要と想定される根拠法令・規則、許認可事項等 ・事業の基本的な考え方 スキーム、PJのコンセプト など ・公的資産活用についての誘導目標（ビジョン） 景観に配慮した統一感のあるまち、チャレンジできる雇用の場の創出、就学前教育の実践 など ・事業の選定方法、選定基準、評価の考え方 ・事業の公表方法 等 <u>○事業実施条件</u> ・事業全体の関する条件（各種法令順守、行政計画をふまえた事業であること など） ・市有地活用に関する条件 ・建物に関する条件 ・駐車場に関する条件 ・その他

項目（例）	記載内容（例）
	<u>○事業者への土地の貸付</u> ※あれば ・対象地の概要 ・貸付期間 ・貸付金額 <u>○事業手法</u> ※事業によって異なる ・基本協定の締結 ・定期借地等に関する契約の締結 ・敷地の整備等 ・建物等の整備、維持管理 ・用地の返還 ・契約に関する条件 ・規制緩和
2. 特定公民連携事業推進法人の募集および選定に関する事項 ・特定公民連携事業推進法人の選定方法とその根拠を明確にし、特定公民連携事業推進法人の募集および選定における大東市の考えを示す。	<u>○特定公民連携事業推進法人の選定</u> ・選定方法 ・選定の手順およびスケジュール ・応募手続き等 ・応募者の備えるべき参加資格要件 ・審査及び選定に関する事項 ・結果の公表方法 ・提出書類の取扱い
3. 民間および市長等が担うべき役割および責任等、特定公民連携事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<u>○責任、リスク分担</u> ・予想される責任及びリスクの分類と民間事業者等と市での分担 例えば、市は規制緩和、賃貸借/民は公共性のあるサービスの提供 など ※公の役割で市予算を伴うものに関しては、「ただし予算の範囲となる」の書き込みが必要 ・民間事業者等の責任の履行に関する事項 ・事業の実施状況の監視
4. 特定公民連携事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	・事業者に債務不履行の懸念が生じた場合 ・その他の事由により事業の継続が困難となった場合 ・金融機関と公共との協議
5. その他必要な事項	・想定される措置、支援等、その方針 ・実施方針の問い合わせ先

【リスク分担の例】

以下は、公共施設を賃貸借した場合のリスク分担例です。

リスク分担表			
制度関連リスク	内容	市	〇〇〇
法令変更	本事業に直接関連する法令等の新設・変更によるもの	協議	協議
	上記以外に起因するもの		●
税制度の変更	本事業に直接関連する法令等の新設・変更によるもの		●
	税制度の変更による納税額の増加		●
物価変動	物価上昇、インフレ、デフレに伴う経費の増	協議	協議
社会リスク	内容	市	〇〇〇
住民対応	本事業を行政サービスとして実施することに係る住民反対運動・訴訟・要望によるもの	●	
	維持管理に係る住民反対運動・訴訟・要望によるもの		●
環境問題	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動によるもの		●
第三者賠償	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生によるもの		●
運営上のリスク	内容	市	〇〇〇
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		●
利用者変動	当初の利用見込みと異なる状況		●
債務不履行リスク	許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破たんによるもの		●
	事業者が提供するサービスの品質が一定のレベルを下回った場合		●
不可抗力リスク	内容	市	〇〇〇
不可抗力リスク	戦争・暴動・天災等による事業変更や事業の延期・中止、利用者への損害、臨時休館等に係るリスク	協議	協議
維持管理段階		市	〇〇〇
支払遅延・不能リスク	本事業のサービス対価の支払遅延、不能に関するもの		●
施設損傷リスク	劣化による施設・備品等の損傷のうち、事業者が適正な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		●
	上記以外に起因するもの	●	
	事故火災等による施設・備品等の損傷（事業者の責めによる場合）		●
	事故火災等による施設・備品等の損傷（第三者の責めによる場合）	協議	協議
修繕費の増大リスク	不適切な維持管理により当初想定した修繕料が大幅に上回った場合		●

【役割および費用分担例】

以下は、公共施設を賃貸借した場合の役割および費用分担例

役割および費用分担区分表			
光熱水費	内容	市	〇〇〇
電気料金			●
水道料金			●
ガス料金			●
電話回線使用料			●
AEDの設置	内容	市	〇〇〇
施設内へのAEDの設置	・大東市の公共施設には設置済。大東市内で開催されるスポーツ競技その他の各種行事、イベント、講習会等の主催者（公共・民間を問いません）にも貸出している。		●
日常点検	内容	市	〇〇〇
冷暖房空調設備	・日常点検		●
防災設備	・不測の事態発生については速やかに復旧		●
給排水衛生設備	・設備の清掃、修理		●
AED	・保守用測定器、備品、消耗品等の保管 ・設備専門業者が行う点検補修への立会		●
定期点検	内容	市	〇〇〇
○12条点検			
飲料水の水質検査	貯水槽の清掃、遊離残留塩素の検査		●
空調設備保守点検	正常かつ安全に動作するよう4月（冷房イン）、11月（暖房イン）に定期点検を実施。		●
消防設備保守点検	消防法第17条の3の3の規定に基づく総合点検(年1回)と機器点検(年1回)の実施。		●
建築設備定期検査業務	建築基準法第12条第3項の規定に基づき年1回の定期検査の実施。		●
特殊建築物定期検査	建築基準法第12条第1項の規定に基づき3年に1回の定期検査の実施。		●
受水槽ポンプ保守点検			●
高架水槽・受水槽内部清掃業務			●
昇降機保守点検	※設置されれば。 ・建築基準法第12条第3項の規定に基づき定期点検（年1回）の実施。 ・基本点検（昇降機全般の点検。必要に応じて給油。性能維持。動作の安全確認。		●
電気設備保守点検	電気事業法第43条に基づく高圧受電設備等の隔月点検と年次点検の実施。		●
環境衛生設備点検	空気環境測定など建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条の規定に基づく法定点検の実施。		●
清掃業務	内容	市	〇〇〇
日常清掃	【屋内】床・屑籠等のゴミの処理。汚損箇所の現状復旧。掃除機かけ。トイレと洗面所の清掃。 【屋外】植栽の保全。枯葉等の処理。ゴミ処理。		●
定期清掃	【屋内】設備・備品の拭き掃除 床洗浄、ワックス仕上げ、壁・扉拭き、鏡面磨、エアコンフィルターおよび機熱交換器洗浄 窓ガラス清掃、エアコン吸排気口、空調機器のブラシ洗浄、体育館床ワックス仕上げ、 照明器具、ブラインド、その他設備・備品の洗浄、高所部分および壁、屋上の清掃 【屋外】建物および駐車場周りの清掃、外構、植栽の清掃		●
警備業務	内容	市	〇〇〇
常駐警備			●
機械警備			●
法定資格者の配置	内容	市	〇〇〇
防火管理者（甲種）	消防法第8条の規定に基づく。		●
建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づく。		●
電気主任技術者	電気事業法第43条第1項の規定に基づく。 ※外部委託可能		●
施設管理	内容	市	〇〇〇
グラウンド整地	使用者の使用後の整地を補完		●
鼠、害虫の駆除	捕獲・駆除		●
植栽管理	散水、草刈、低・中木の剪定・消毒・施肥		●
施設修繕	内容	市	〇〇〇
内容で判断 通常の維持管理or現状回復に要する経費 → 〇〇〇 （蛍光灯の交換、軽微な施設破損、設備故障の修繕） 資産価値を高めるor耐久性を増す経費 → 市 ※既設の設備の老朽化による大規模修繕は市（鑑定の範囲に入っているもののみ市）			

効果等の予測評価の実施

・公民連携事業として実施することにより、効率的・効果的、質の高いサービスを提供することができるかどうかは、**公民連携事業と従来方式で実施した場合とで比較します。**

・具体的には、それぞれ定量評価、定性評価を行い、比較します。

例：公共施設を活用した公民連携事業を検討する場合

従来方式

従来は、サービスの直接対価

①費用等の比較

・収入項目（利用料、使用料、手数料）-支出項目（人件費、光熱費、施設修繕費、管理委託料等）

②その他の定量、定性評価

なんとな〜く、便利になったかな。という感覚

- ・住民満足度向上
- ・リスク調整（事業の継続性 等）

公民連携事業

公民連携事業では、直接対価だけではなく、事業をやることで生じる収入がある。比較材料の一つとなる。

①費用等の比較

・収入項目（不動産貸付料、法人税）-支出項目（導入に係る調査費用、施設修繕費）

②その他の定量、定性評価

公民連携事業では、横断的な指標で評価を行う。

- ・定住人口・交流人口増加、雇用創出、エリア価値（路線価等）上昇、住民満足度向上
- ・リスク調整（事業の継続性、市議会・地域住民の賛同 等）

【効果等の予測評価の項目（例）】

①費用等の比較(支出項目)	①費用等の比較(収入項目)	②その他の定量、定性評価
・人件費 ・建設費 ・業務委託費 ・運営費 ・維持管理費 ・修繕費 ・保険料・積立金 ・地方債償還 ・交付金・補助金	・利用料 ・使用料 ・手数料 ・不動産貸付料 ・固定資産税 ・法人税 ・地方債 ・交付金・補助金	・定住人口 ・流入人口 ・交流人口 ・創業者数 ・雇用者数 ・路線価 ・住民満足度 ・メディア露出回数 ・リスク調整（民間の事業収支等）

特定公民連携事業審査会（予測評価・モニタリング・評価検証と運動）

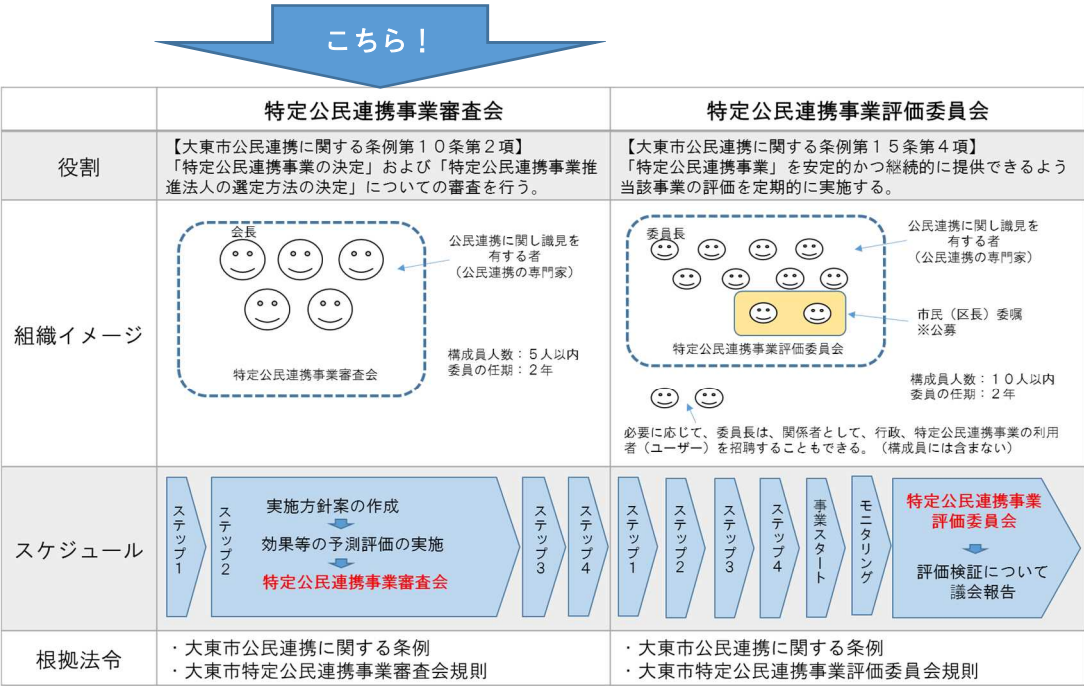
○特定公民連携事業審査会（附属機関）の設置

- ・公民連携事業の実施にあたっては、専門性、客観性を確保する必要があることから本条例に第10条に基づく附属機関として、「大東市特定公民連携事業審査会」を設置します。この審査会は、常設の機関であり、公民連携推進室が事務局を担います。
- ・審査会は、特定公民連携事業の選定とその中心となる特定公民連携事業推進法人の選定方法の決定についての調査審議に関する事務を担当します。

○特定公民連携事業審査会への諮問

- ・実施方針案の作成、効果等の予測評価の実施後、特定公民連携事業の選定および特定公民連携事業推進法人の選定方法について、特定公民連携事業審査会へ諮問し、答申を受けます。

【特定公民連携事業審査会のイメージ】



○審査基準

- ・特定公民連携事業審査会においては、条例第2条第4号に規定するア～オの項目をすべて満たしているかを審査します。
- ・ア～オの項目の詳細は以下のとおりです。

ア.複数の地域経営の課題を解決

- ・地域経営の課題とは、自立的かつ持続的な市の経営（収入の最大化、支出の最小化）を行っていくために、将来に向けて解決すべき課題のことをいいます。検討するエリアごとに独自の課題があると想定されます。

- ・本条例に位置づけた「公民連携事業」は、上記の課題を単独で解決するものではなく、複数まとめて（分野横断的に）解決することをめざすものです。

例えば、住道エリアプロデュース（大東ズンチャッチャ夜市等）でいうと、公共空間の利活用、創（操）業支援、新産業創出、雇用創出、域外外貨獲得・域内経済循環、プロモーション、交流人口増加、エリア価値の上昇（地価の上昇、民間の投資喚起）など、複数の地域経営の課題を解決するために実施されている事業です。

イ.地域の価値を向上

- ・対象エリアについて、地価（公示地価、基準地価、路線価）の上昇、転入超過数の増加、メディアの露出回数の上昇、認知度の向上など、地域の付加価値を高めていくものをいいます。

ウ.地域経済の発展および地域経済の循環に寄与

- ・地域経済の発展とは、対象地域について、直接的または間接的な経済波及効果を与えるものをいいます。

- ・直接的なものとしては、創業者件数の増加、雇用者数の増加、廃業件数の減少、商店数の増加、企業立地件数の増加などをいいます。間接的な波及効果としては、交流人口の増加、固定資産税・住民税の増加などをいいます。

- ・地域経済の循環とは、お金の域外への流出を減少させ、域外からの流入・域内での消費を増加させるものです。つまり、地域として貿易黒字をめざす、地域を一つの会社としてみなし黒字をめざすということです。

例えば、エネルギー政策として、原材料となる石油の量を減らし、その分を地元の木材に代える、または断熱性能が高い住宅を供給の促進を図り、エネルギー消費量そのものを減らした場合は、域外への流出を減少させることになります。

エ.公的負担の軽減

- ・市の歳入の増加、歳出の減少につながるものをいいます。

オ.金融機関等から資金調達を行うなど自立的かつ持続可能な事業

- ・可能な限り金融機関や民間の出資、クラウドファンディングなどにより資金調達を行い、

可能な限り市の補助金に依存しない事業のことをいいます。

【審査基準項目の例】

項目	内容
ア.複数の地域経営の課題を解決	【解決すべき都市経営課題（例）】 ☐ 財政危機（税収・地方交付税減、支出増） ☐ 生産年齢人口の減少（転出超過） ☐ 産業（特に地場産業）の衰退 ☐ 社会保障費（医療・介護・生活保護費等）の増大 ☐ インフラ・公共施設の更新費の増大 ☐ 補助金等の増加 ☐ 中心市街地の業務・商業の衰退 ☐ 空き家の増加 ☐ 遊休ストック（建物、公園、田畑、森林）の増大 ☐ 雇用の喪失 ☐ コミュニティの崩壊 ☐ 民間（市民・企業）の自立心の欠如 ☐ 社会変化への対応力（マネジメント）の欠落 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
イ.地域の価値を向上	☐ 地価（公示地価、基準地価、路線価）の上昇 ☐ 移住・定住・交流人口（特にターゲット層）の増加 ☐ 賑わい（歩行者通行量等の増加） ☐ メディア露出回数の上昇 ☐ 認知度の向上 ☐ 民間投資の拡大（出店数の増加、不動産稼働率の上昇、プロジェクト数の増加等） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
ウ.地域経済の発展および地域経済の循環に寄与	☐ 地域内の商店数の増加 ☐ 地域内の企業立地件数の増加 ☐ 地域内の廃業件数の減少 ☐ 地域内の創業者件数の増加 ☐ 地域内の雇用者数の増加 ☐ 地域内への移住・定住・交流人口の増加による固定資産税・住民税の増加

項目	内容
	☐ 地域内への移住・定住・交流人口の増加による消費量の増加、地域内の事業者の売上高の増加 ☐ 地域内のエネルギー生産量の増加、購入量・消費量の減少 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
エ.公的負担の軽減	☐ 社会保障費の減少 ☐ インフラ・公共施設の建設費の減少 ☐ インフラ・公共施設の維持更新費の減少 ☐ 運営費の減少 ☐ 補助金の減少 ☐ 光熱費の減少 ☐ 人件費の減少 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
オ.金融機関等から資金調達を行うなど自立的かつ持続可能な事業	☐ 金融機関からの出融資 ☐ 民間企業からの出資 ☐ クラウドファンディング ☐ その他（ ） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）

特定公民連携事業推進法人の選定方法

・従来は、行政が提供すべきサービスに限定し、自らの知識・経験の範囲内で、最適と考える事業スキームを構築し、詳細な条件設定をあらかじめ行った上で民間事業者を募集することが多くありました。

・公民連携事業においては、行政と民間の対話を通じて、新たなフィールドをつくりだし、市民に多様なサービスを提供するため、それぞれの役割と特性に応じた事業スキームの構築を進めます。

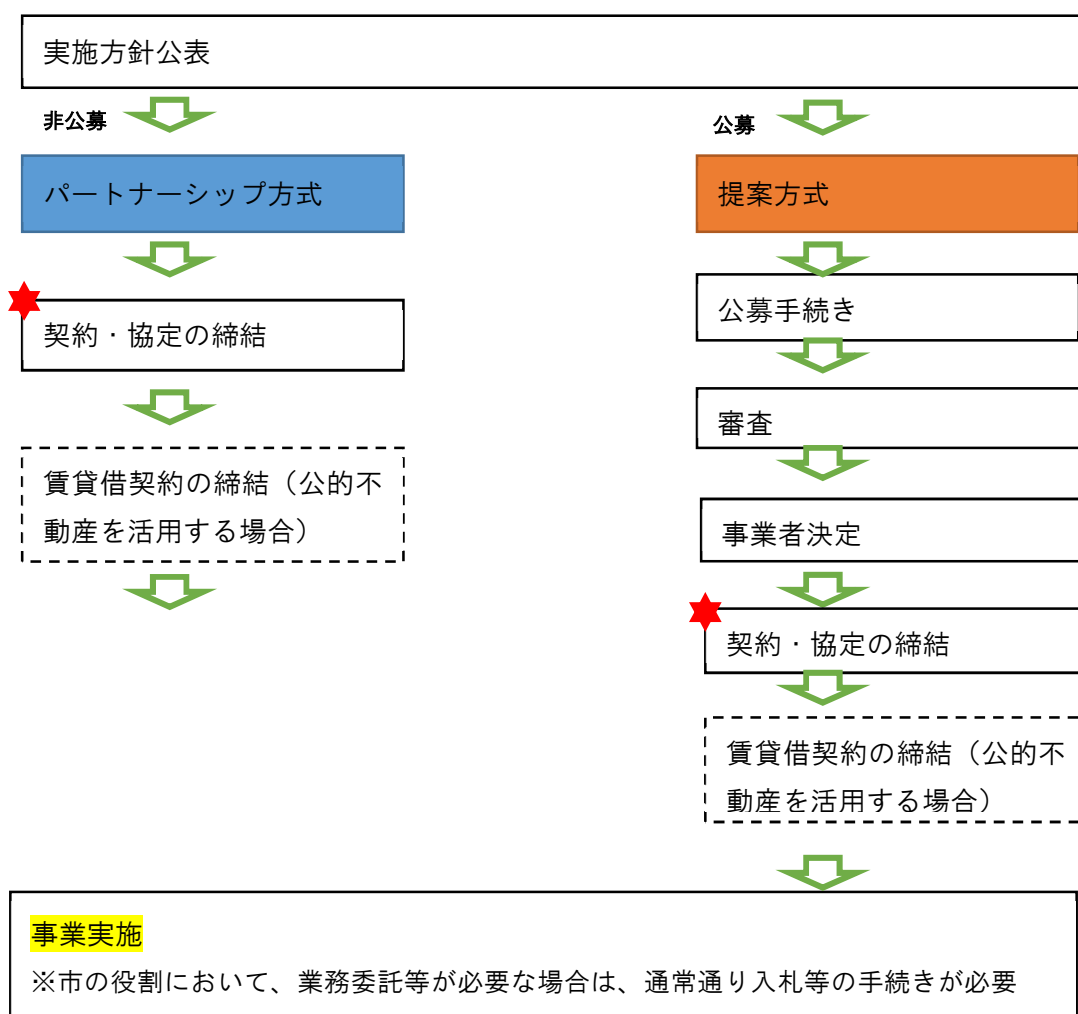
○選定方法

・特定公民連携事業推進法人の選定は、民間との対話や効果等の予測評価を踏まえ、質に注目して決定します。具体的には、パートナーシップ方式（非公募）、提案方式（公募）、民間提案制度を通じた公募・非公募等により行います。

・パートナーシップ方式・・・市と発想提案者の間で契約（協定・合意書等）を結び、公民連携事業を実施する者（特定公民連携事業推進法人）とします。

・提案方式・・・実施方針を示したうえで、事業企画書の提出を受け付け、提案内容の質によって審査及び評価を行い、契約（協定・合意書等）を結び、公民連携事業を実施する者（特定公民連携事業推進法人）とします。

【選定から事業実施までのフロー（イメージ）】



【審査基準】

・特定公民連携事業審査会の審査基準（30 ページ）と合致するかどうか、公民連携事業の実績、地域性の理解、民間提案制度の活用等により加点します。

ステップ3：特定公民連携事業・特定公民連携事業推進法人の選定方法案の決定

・特定公民連携事業審査会の答申を受け、特定公民連携事業・特定公民連携事業推進法人の選定方法案を決定します。

議会の議決

・上記を含む実施方針案は、議会に上程し、議決を受けることで、実施方針が確定します。

ステップ4：特定公民連携事業推進法人の募集・決定

・実施方針に基づき、特定公民連携事業推進法人の選定を行います。

○特定公民連携事業推進法人との契約等

- ・特定公民連携事業推進法人の選定後、基本協定書、合意書等を締結します。
- ・特定公民連携事業推進法人は、特定公民連携事業のプロジェクトマネージャーを想定しております。そのため、当該法人に対する業務委託の発注や金銭的な支援を前提とするものではなく、規制緩和や占用許可、公的資産の貸付、民間ネットワーク形成の場づくり等、市でしかできない支援が中心になると想定しています。

★協定書例】

タイトル	大東市と【特定公民連携事業推進法人】との特定公民連携事業の実施に関する協定書
第1条 (目的)	この協定は、大東市と【特定公民連携事業推進法人】が緊密な連携のもと、特定公民連携事業の実施に関して相互に協力し、大東市公民連携基本計画の開発理念「自分でつくったまちに住む」に寄与することを目的とする。
第2条 (特定公民連携事業)	大東市と【特定公民連携事業推進法人】は、前条に定める目的の実現のために、次の特定公民連携事業について連携し、協力をする。 特定公民連携事業 【 事業名 】
第3条 (協定期間)	この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の2カ月前までに、大東市または【特定公民連携事業推進法人】のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。
第4条 (その他)	この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項およびその他必要な事項については、大東市と【特定公民連携事業推進法人】が協議して定めるものとする。
	本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 大東市谷川一丁目1番1号 所在地 大阪府大東市 名称 大東市長 東坂浩一 代表者

○特定公民連携事業推進法人への応募参加資格要件

個人、法人を問わず、応募が可能です。

参加にあたっては、基本的には、大東市入札参加資格の条件を準用します。必要に応じて、特定公民連携事業を実施するのに必要である参加資格条件を付け足しても構いません。

§ 参考 § 大東市入札参加資格 【建設工事】

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者。
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書(添付書類を含む)中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。
- (4) 営業に関し必要な許可を受けていない者。
- (5) 国税又は市税を滞納している者。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
- (8) 次に掲げる保険(以下「社会保険」という。)に事業主として加入していない者。
ただし社会保険について適用が除外されている者を除く。
 - ア. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険
 - イ. 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険
 - ウ. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険

○事業実施

- ・ 特定公民連携事業推進法人との契約等を締結した後、特定公民連携事業を実施します。

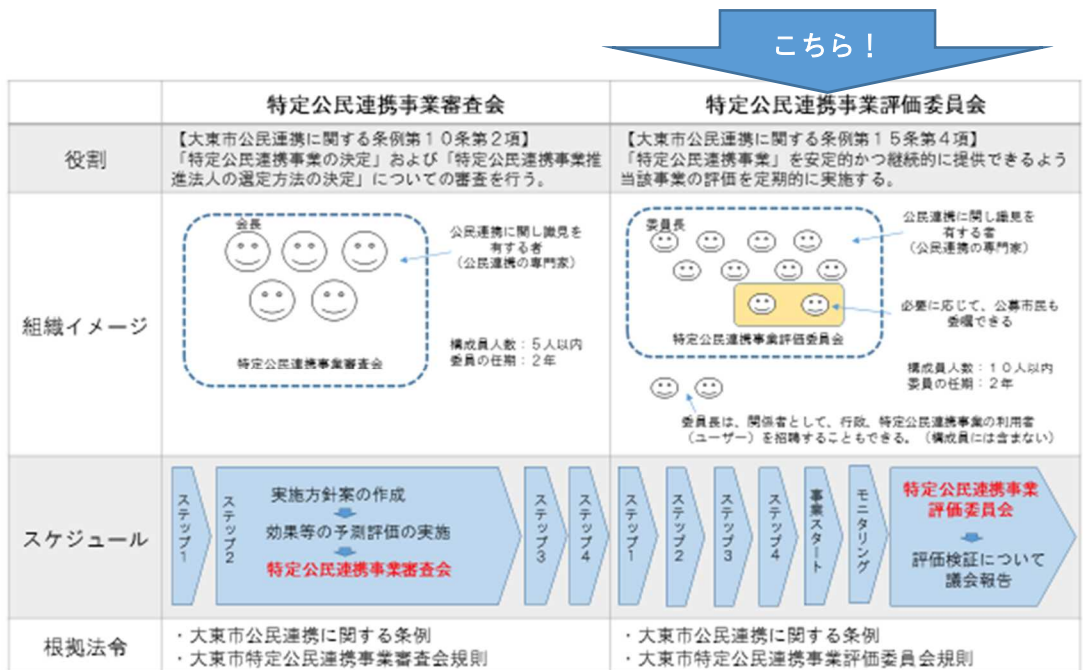
■実施後のモニタリング、評価検証
モニタリング

詳細
検討中

評価検証

- ・「特定公民連携事業」を安定的かつ持続的に提供できるよう、当該事業の評価を、『特定公民連携事業評価委員会』で事業の評価を行います。
- ・組織構成は、公民連携に関し識見を有する者、公募市民からなり、必要に応じて、関係者として、行政職員や特定公民連携事業の利用者（ユーザー）も加わります。
- ・事業がスタートすれば、毎年1回事業評価をうけることになります。
- ・根拠法令は、大東市特定公民連携事業評価委員会規則です。

【特定公民連携事業評価委員会審査会のイメージ】



詳細
検討中

特定公民連携事業への市職員の参画

・公民連携事業は、公共事業と民間事業の双方の側面があり、当該事業の公共事業に該当する部分については、当然に職員が職務として従事できることを明確にするため、本条例に規定しました。

・公民連携事業は、これまでと異なったフィールドで事業が展開されるため、行政・民間、それぞれの役割については、実施方針で明確にすることとしております。

・当然のことながら、地方公務員法に反することはできないため、職員各自がしっかりと認識した上で行動することが必要です。

【参考】

§ 地方公務員法（抜粋）

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

よくある質問 Q&A

Q：特定公民連携事業と公民連携事業は何が違うのでしょうか。

A：第 10 条に規定する特定公民連携事業審査会に実施方針案（特定公民連携事業の内容、特定公民連携事業推進法人の選定方法等）を諮り、本条例に規定する公民連携事業として実施することが「適切」と判断され、その意見を尊重し、市長等が決定した公民連携事業のことを「特定公民連携事業」として定義しています。

公民連携事業について、案の段階と決定後の段階を区分するために定義したものです。

Q:特定公民連携事業推進法人とは何ですか。

A：特定公民連携事業を推進していく主体となるものです。例えば、北条まちづくりプロジェクトでいうと、大東公民連携まちづくり事業(株)がそれにあたり、SPC（特別目的会社）や受注業者のことを指すものではありません。

Q:指定管理施設について公民連携の優先検討を行う場合、「いつまでに」「どのような手順」を行うのでしょうか。また、現行の指定管理者制度の指針と合わせて検討すべきだと思います。

A:各課（各部）のミッションについて、公民連携事業として構築することができないか優先検討することとしており、指定管理施設も対象となりますが、条例制定前に方針が決定されているものについては、検討対象外と判断しても構いません。ただし、指定管理制度を活用する場合であっても、平成 30 年度予算編成方針に定めた以下の視点を踏まえ、事業を実施する必要があります。

●「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める政策の視点、

- ①大阪市にはないもので大東が既に有しているものを磨く
- ②市民や民間を主役に据えること

●「大東市公民連携事業指針」に定める目的、

- ①市民サービスの水準向上
- ②地域経済の循環
- ③公的負担の抑制に資するものとする

●ゼロベースで検証し、事業の必要性、緊急性を明らかにし、スクラップアンドビルドの考え方に基づくこと

・指定管理者制度の指針との関係性については、政策推進部と連携し、公民連携の優先検討と指定管理の関係性を整理いたします。

Q:例として仮の事業をつくり、どのような流れで実施まで進むのかあった方がわかりやすい

のではないのでしょうか。

A:参考に説明会の資料の中で、北条プロジェクトを当該プロセスに当てはめた場合の流れをお示ししております。

まずは各課（部）のミッションについて、公民連携の可能性を優先検討していただき、その後、公民連携事業として実施するまでの間は、公民連携推進室がきめ細やかにサポートいたします。

Q:ガイドラインについては、公民連携事業の必要性和特定公民連携事業の手続等が記載されています。当部の所管事業については、市民協働を含めた広義の公民連携で進める事業が多いが、これらの事業の取扱いはどうなるのでしょうか。

A:本条例で定義する公民連携事業の優先検討の対象は、市民協働で実施されている事業についても対象となります。検討した結果、条例で定義する公民連携事業として構築できると判断した場合は、特定公民連携事業の手続き（実施方針案の作成）に進みます。構築が困難と判断した場合は、それ以外の最適な手法を選択し、事業を実施していくこととなります。

Q:課のミッション（分掌事務）について、公民連携事業のイメージがわきにくいものがあります。（例：人事、財政等）

その場合、どのように優先検討を行っていけばいいのでしょうか。

A:御質問のとおり、課のミッションの中には公民連携事業のイメージがわきにくいものもあります。

本条例に基づく優先検討の目的は、大東市全体のエリア価値向上に向けて、将来を見据え、これまでの常識を捨て去ったやり方で、複数の都市・地域経営課題を解決することにあります。つまり、公民連携事業は一つの手法であり、それ自体が目的ではありません。

目的達成に向け、貴課のミッションで取り組むことが可能な手法を検討してください。

（例：人づくり（人材研修、教育プログラム等）や仕組みづくり等）

参考資料

大東市公民連携に関する条例

平成30年3月23日
条 例 第 13 号

(目的)

第1条 この条例は、大東市に関わるすべてのものが、その垣根を越えて連携することについての基本的事項を定めることにより、自立かつ持続可能な地域経営、公共サービスの質的充足および地域の価値の向上を図り、もって、皆に誇れるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間 市民、市内で事業活動を行うものおよび行おうとするものならびに当該事業活動に関わるものをいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会その他の市の機関をいう。

(3) 公民連携 市民全体の利益を最大化させるため、民間および市長等が連携することにより、公共サービスの質的充足を図ることをいう。

(4) 公民連携事業 市長等が定める大東市公民連携事業指針等に基づき、民間および市長等の知恵および技術を結集し実施する事業のうち、次に掲げる事項のすべてを満たす事業をいう。

ア 複数の地域経営の課題を解決する事業であること。

イ 地域の価値を向上させる事業であること。

ウ 地域経済の発展および循環に寄与する事業であること。

エ 公的負担の軽減を図ることを目的とする事業であること。

オ 金融機関等から資金調達を行う等自立かつ持続可能な事業であること。

(5) 特定公民連携事業 第11条の規定に基づき決定された公民連携事業をいう。

(6) 特定公民連携事業推進法人 特定公民連携事業を実施するものをいう。

(基本理念)

第3条 市長等は、まちづくりに関する事業について、公民連携の可能性を検討し、できる限り公民連携事業として実施しなければならない。

(民間の役割)

第4条 公民連携事業に参画する民間は、公共的な視点を持ち、自らの役割に応じ、自らの資金、経営能力、技術的能力等を積極的かつ主体的に活用するものとする。

(市長等の役割)

第5条 市長等は、公民連携に当たっては、経営的な視点を持ち、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 中長期的な政策の構想および目標を明確にし、政策の持続性および一貫性を確保するこ

と。

(2) 民間の公民連携事業への参画を促進するための環境整備に努めること。

(3) 民間と積極的な対話を行うこと。

(4) 地域経営の課題の分析、地域資源の発掘等を行い、民間と情報を共有すること。

(5) 公民連携事業に係る進捗等を積極的に公表する等公平性および透明性を確保すること。

(6) 民間および市長等が担うべき役割および責任を明確にすること。

(指針および計画)

第6条 市長は、公民連携の推進に当たり、大東市公民連携事業指針および大東市公民連携基本計画を定めなければならない。

(実施方針)

第7条 市長等は、公民連携事業を実施しようとするときは、前条の大東市公民連携事業指針および大東市公民連携基本計画にのっとり、公民連携事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 特定公民連携事業の選定に関する事項

(2) 特定公民連携事業推進法人の募集および選定に関する事項

(3) 民間および市長等が担うべき役割および責任等、特定公民連携事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(4) 特定公民連携事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

3 市長等は、実施方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(実施方針の策定の提案)

第8条 公民連携事業を実施しようとする民間は、市長等に対し、当該公民連携事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。

2 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案についてその可否を検討し、適切と認めるものについては、実施方針を定めるものとする。

(効果等の予測評価)

第9条 市長等は、特定公民連携事業等の決定に当たっては、当該特定公民連携事業の効果、効率性等について予測評価を行い、その結果を公表しなければならない。

(審査会)

第10条 特定公民連携事業の決定および特定公民連携事業推進法人の選定方法の決定についての審査に係る市長の諮問機関として、大東市特定公民連携事業審査会を設置する。

2 前項に定めるもののほか、大東市特定公民連携事業審査会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(特定公民連携事業の決定)

第11条 市長は、特定公民連携事業の決定に当たっては、前条の大東市特定公民連携事業審査会に諮問し、答申を受けなければならない。

2 市長等は、特定公民連携事業を決定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

い。

（特定公民連携事業推進法人の選定方法の決定）

第 12 条 市長は、特定公民連携事業推進法人の選定方法の決定に当たっては、第 10 条の大東市特定公民連携事業審査会に諮問し、答申を受けなければならない。

2 市長等は、特定公民連携事業推進法人の選定方法を決定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（特定公民連携事業推進法人の決定）

第 13 条 市長等は、特定公民連携事業推進法人の選定方法を決定したときは、当該選定方法により特定公民連携事業推進法人を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により特定公民連携事業推進法人を決定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（市職員の従事）

第 14 条 市職員は、特定公民連携事業推進法人が実施する特定公民連携事業のうち、第 7 条の実施方針に定められた市長等が担うべき役割について、従事するものとする。

（特定公民連携事業の評価）

第 15 条 市長等は、特定公民連携事業を安定的かつ継続的に提供できるよう当該特定公民連携事業の評価を定期的に実施しなければならない。

2 前項の評価に係る市長の諮問機関として、大東市特定公民連携事業評価委員会を設置する。

3 市長等は、第 1 項の評価を決定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 第 2 項に定めるもののほか、大東市特定公民連携事業評価委員会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（適用除外）

第 16 条 第 7 条から前条までの規定は、公民連携事業の実施に当たり、他の法令等に選定等に係る手続きの定めがある場合においては、適用しない。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

大東市公民連携に関する条例ガイドライン

■編集・発行／平成30年10月発行

大東市公民連携推進室

■問い合わせ先／大東市公民連携推進室

〒574-8555 大阪府大東市谷川1-1-1

T E L : 072-870-0516、072-870-9623

F A X : 072-872-2291

E-mail : sousei@city.daito.lg.jp

印刷物番号
30-48